

登録販売者試験案内

長崎県福祉保健部薬務行政室

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項に基づく登録販売者試験を次のとおり実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。登録販売者試験は、各都道府県で実施していますので、在住、在学または在勤している都道府県で受験をお願いいたします。

1 試験について

(1) 期日

令和 4 年 12 月 11 日（日） 10 時 30 分から 16 時 00 分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期または中止の可能性あり。

(2) 場所

長崎市 その他（長崎県内）

実施場所については、受験者数等の状況により決定する。決定次第、県ホームページにて公表するとともに受験申請者には受験票送付時に通知するので必ずご確認ください。

なお、受験者の試験会場の希望はできません。

(3) 試験項目

試験は、午前及び午後の各 2 時間とし、次の項目について行う。

ア 午前（10 時 30 分から 12 時 30 分まで）

(ア) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (20 問)

(イ) 人体の働きと医薬品 (20 問)

(ウ) 医薬品の適正使用・安全対策 (20 問)

イ 午後（14 時 00 分から 16 時 00 分まで）

(ア) 主な医薬品とその作用 (40 問)

(イ) 薬事関係法規・制度 (20 問)

2 申請手続き

(1) 提出書類

ア **受験申請書**（様式 1）

イ **写真票**（様式 2）

写真（縦 4.0 cm 横 3.0 cm、正面で、無帽、上半身、6 か月以内撮影のもの）を貼付すること。

(2) 申請手数料

13,000 円（長崎県収入証紙による。受験申請書に貼付すること。）

手数料については、原則、返還はしません。

収入印紙ではありませんので、ご注意ください。

長崎県収入証紙は、事前に長崎県立保健所内もしくは長崎県生活協同組合(095-821-6553)等で購入のうえ申請書に貼付してください。

(3) 申請書等配布場所及び配布期間

長崎県福祉保健部薬務行政室又は県立保健所にて 7 月 19 日から 9 月 2 日まで配布する。

* 長崎県ホームページの「令和 4 年度 登録販売者試験の実施について」にてダウンロード可。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iyakuhin/yakumen/>

(4) 提出先及び提出部数

長崎市、佐世保市に居住する申請者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（〒850-8570 長崎市尾上町 3-1）に、その他に居住する申請者は、最寄りの県立保健所に各 1 部を提出のこと。

(5) 申請書等の提出期間

令和 4 年 8 月 22 日（月）から令和 4 年 9 月 2 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。

なお、郵送の場合は、令和 4 年 9 月 2 日付けの消印のあるものは有効とする。

3 受験票

受験票は受験者に郵送する。試験日の1週間前になっても受験票が届かない場合は、長崎県福祉保健部薬務行政室へ問い合わせること。

4 合格発表

(1) 発表日時

令和5年1月18日(水)10時00分

(2) 発表方法

合格者の受験番号を県庁エントランスロビーに掲示するとともに、長崎県ホームページに掲載する。なお、電話による可否の照会は受け付けない。

(3) 合格通知書の交付

合格者には合格通知書を受験申請書記載の住所へ郵送する。

5 その他

(1) 受験票等送付先の住所、氏名、電話番号は受験票が確実に届くように「方」、「アパート」等、詳しく記入すること。

(2) 受験申請書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒(角形2号、A4サイズが入る大きさ)に、請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封のうえ、請求すること。外封筒の表書きには「登録販売者試験受験申請書 部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

* 請求先 長崎県福祉保健部薬務行政室 又は 県立保健所(下記の間合せ先参照)

* (参考) 請求部数が1部の場合は120円 2部の場合は140円。

(3) 試験についての問合せ先

名称	郵便番号	所在地	電話番号
薬務行政室	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2469
西彼保健所	852-8061	長崎市滑石1-9-5	095-856-0693
県央保健所	854-0081	諫早市栄田町26-49	0957-26-3305
県南保健所	855-0043	島原市新田町347-9	0957-62-3288
県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933
五島保健所	853-0007	五島市福江町7-2	0959-72-3125
上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	0959-42-1121
壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260
対馬保健所	817-8520	対馬市巖原町宮谷224	0920-52-0166

6 新型コロナウイルス感染症対策に関する受験時の注意事項

新型コロナウイルス感染症対策のため、受験者の皆様は、以下の点に注意してください。

【1. 当日、せき、発熱等の症状がある方】

次に掲げる項目に該当する方は、当日の受験は控えていただくようご協力をお願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない方
- ・濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方
- ・新型コロナウイルスへの感染が疑われる体調異常(発熱、せき、くしゃみ、呼吸困難、倦怠感など)がある方

なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は実施しません。また、納付された申請手数料は、原則、返還できません。

試験当日までご自身の体調管理に努めてください。

【2. 検温の実施】

当日、試験会場入室前に非接触型体温計による検温を行いますので、受験票に記載された集合時間前に余裕を持ってお越しください。

また、試験会場で体調が悪くなった方はお申し出ください。

【3. マスク着用の徹底】

試験会場では、マスクを持参し着用していただくとともに、手洗い・うがい・咳エチケットの徹底をお願いします。試験時間中もマスク着用をお願いします。

なお、試験時間中の写真照合の際には、試験監督者の指示に従い、一時的にマスクを外してください。

【4. 消毒薬の設置】

当日、試験会場の入り口に手指消毒のためのアルコール消毒液を設置しますので、ご使用ください。

なお、携帯用手指消毒アルコールをお持ちの方は持参しても差し支えありません。

【5. 試験会場の換気及び混雑緩和】

- ・試験会場の室内を換気するため、窓や入口のドアを適宜開放します。空調がきかない可能性があるため、防寒着など温度調整のしやすい服装で受験してください。
- ・受験者の間隔を概ね1 m以上保つように配席しています。入室前に受験番号により自席の確認をお願いします。また試験会場以外の場所においても、密集を避け、対面での会話や飲食時の他の受験者との接触を控えてください。
- ・試験会場外の通路、フロアでの私語も慎んでください。

【6. その他】

- ・ゴミは各自持ち帰ってください。